

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に
関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県郡山土木事務所において閲覧できます。

平成二十五年十二月六日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十五年十月三日奈良県指令郡土第八一―三九号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十五年十一月二十二日郡土第五二一号

公共施設に関する工事の検査済証 平成二十五年十一月二十二日郡土第一五八号

三 開発区域に含まれる地域

生駒郡安堵町大字西安堵一三番一、一三番二の一部及び一四番四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

生駒郡安堵町大字西安堵七六八番地

勝良勝

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 生駒郡安堵町大字西安堵一三番一及び一三番二の各一部